

内灘町脱炭素加速化事業補助金 申請前確認事項

共通確認項目

	申請事業者（PPA・リース事業者の場合は需要家も含む）が町税を滞納していないこと。
	補助対象設備に対し、国または県の他の補助制度による補助、その他これに準じるものを受けないこと。
	消費税及び地方消費税相当額は補助対象経費から除くこと。
	予算の範囲を超えることとなった日の受付については、抽選等を行う可能性があること。
	補助対象事業を遂行する上で、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付すこと。（蓄電池設備の申請をする場合のみ。）
	本補助金の財産処分制限について理解したうえで、補助対象の法定耐用年数の期間、趣旨に沿った使用を行うことができること。
	「災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定」の締結（締結している団体に所属している場合も含む）又は災害時協力誓約書を提出すること。 ※いずれも、当該年度中に締結を行う予定の場合も含む。（交付申請から実績報告までの間に行うこと。）
	補助金の実績報告について、事業完了日から起算し15日以内又は令和8年1月30日のいずれか早い日までに報告することができること。 ※報告できない場合は補助対象外
	補助金交付要綱第14条に記載の協力等について確認し、申請後は本町に協力を行うことができること。

太陽光発電設備に係る確認事項

	補助対象者	町内に本社又は事業所を有する需要家で自己所有する者
		町内に本社又は事業所を有する需要家にPPA又はリースにより設置する者
	補助対象事業	商用化され、導入実績があるものであること。
		中古設備ではないこと。
		法定耐用年数を経過するまでは、Jクレジット制度への登録をしないこと。
		別紙チェックリストの要件を満たすこと。
		ソーラーカーポート及び建材一体型太陽光発電設備ではないこと。
		町内に設置されるものであること。
		発電電力量等の計測器であって、自家消費率等の確認ができるものを設置すること。
		設置に関して、法令、条例等に適合していること。

蓄電池設備に係る確認事項

	補助対象者	町内に本社又は事業所を有する需要家で自己所有する者
	補助対象事業	本補助金の対象となる太陽光発電設備のうち、自己所有のものの付帯設備であること。
		商用化され、導入実績があるものであること。
		中古設備ではないこと。
		法定耐用年数を経過するまでは、Jクレジット制度への登録をしないこと。
		別紙チェックリストの要件を満たすこと。 ※特に家庭用蓄電池を導入する場合は、要件が細く注意が必要。要件を満たす、S I I（一般社団法人環境共創イニシアチブ）の認定商品を確認すること。
		再エネ一体型屋外照明用蓄電池ではないこと。
		規定の価格以下の蓄電システムとなるよう、調査検討すること。
		町内に設置されるものであること。
		設置に関して、法令、条例等に適合していること。